

ご存知ですか？ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

● 成年後見制度の種類

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

法定後見制度

すでに、判断能力が不十分な人に代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度です。「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、制度を利用できるようになっています。



常に判断能力を欠いている方

後見



判断能力が著しく不十分な方

保佐



判断能力が不十分な方

補助

家庭裁判所によって成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選任されます。

任意後見制度

判断能力が不十分になった時に備えておくための制度です。

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

尾張東部成年後見センターは、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市および東郷町の委託を受けて運営しています。

TEL 0561-75-5008
FAX 0561-75-5088

- 平日（月～金）の午前9:00～午後5:00まで。
- 土・日・祝日・年末年始はお休みです。

〒470-0136 愛知県日進市竹の山4丁目301番地
日進市障害者福祉センター内
<http://owaritoubu-kouken.net>



交通のご案内

- くるりんばす / 中コース「榎山学園大」下車 徒歩1分
- 名鉄バス / 藤ヶ丘から星ヶ丘行（岩根経由）又は星ヶ丘から藤ヶ丘行（岩根経由）「榎山学園大前」下車 徒歩1分
- 車 / 県道瀬戸大府東海線、弁天池南交差点を西へ、弁天池西交差点を北へすぐ、又は県道瀬戸大府東海線、岩崎竹ノ山交差点を西へ、岩崎竹ノ山西交差点を南へすぐ

ゆたかに生きる権利をまもる。 尾張東部成年後見センター



お問い合わせ

TEL 0561-75-5008
FAX 0561-75-5088